

臨時休館について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者の皆様に、大型連休期間中の外出をできるだけ控えていただくため、臨時休館しております。

臨時休館の期間

令和2年4月25日（土）から5月6日（水）まで

（これに伴い、これまで休館日としていた5月7日（木）については、開館いたします。）

臨時休館中の対応

（1）休止するサービス

臨時休館期間中は、すべての窓口業務、自習コーナーの利用、視聴覚ホール及び会議室の貸館業務を休止します。

（2）利用できるサービス

臨時休館期間中においても、郵便等による公文書（特定歴史公文書等）の利用請求は可能です。

（3）行政資料の貸出期限の延長措置

臨時休館期間中に行政資料の貸出期限を迎えるものについては、貸出期限を、5月10日（日）に延長します。

利用者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

令和2年4月25日

香川県立文書館